

2 給水のあらまし

愛知県では、以下の事業制度により工業用水を供給しています。

工業用水の利用用途

- 工業用水は製造業（物品の加工、修理業を含む）等の事業所でご利用いただけます。
- また、工業用の他にも、雑用水として、下水処理場、ゴミ焼却場、運送センター、公園、植物工場などでもご利用いただける場合がありますので、ご利用をご検討の際は、お気軽にご相談ください。

供給規程

- 工業用水道事業法に基づく供給規程は「愛知県公営企業の設置等に関する条例」及び「愛知県工業用水道給水規程」が該当します。
- また、令和2年4月1日より、供給規程は、民法に基づく定型約款に該当します。

水質・水圧

次の基準に従い工業用水を供給いたします。

項目	基準
濁度	15度以下
水素イオン濃度	pH値6.0以上7.5以下
水圧	0.05メガパスカル以上（敷地境界）

給水申し込み

- お客様は、24時間均等の受水を基本として、1時間当たり受水量（単位:立方メートル）を定めて県へ申し込みをしていただき、県の給水の承認を受けた水量（以下「契約水量」という。）を受水していただくことができます。
- 工業用水道は、お客様からの申し込みを受け、施設整備を行いますので、工業用水の利用を取りやめたり、契約水量を減量したりすることは、原則としてできません。
また、使用の有無に関わらず、給水承認しました給水開始年月日から料金が発生します。
- 合理的な施設整備を図るため、将来的に受水量を増量する予定がある場合は、将来水量を見込んだ申し込みとしてください。段階的な増量を約束する段階的受水契約は、原則的に認められません。

料金制度

- お客様の使用水量に関係なく契約水量に応じて料金を支払っていただく「責任水量制」を採用しております。（料金制度の詳細については3ページをご覧ください。）

受水施設

- 工業用水をご利用いただくためには、お客様が事業所内で工業用水を受水するための受水槽と使用された工業用水の水量を測定するための量水器が必要です。
- 受水槽は、お客様で設置していただきます。必要な容量は、契約水量の2時間分以上です。
- 量水器は、お客様の用地内に県が設置いたしますが、設置費用はお客様に負担していただきます。（受水施設の詳細については6～9ページをご覧ください。）